様式第１号 別紙１(第６条関係)

五條市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書

１　奈良県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び五條市から求められた場合には、それに応じます。

２　次の場合には、地方就職学生支援事業における五條市地方就職学生支援金交付要綱第１１条に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

【全額返還】

①　虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

②　申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

③　申請日から１年以内に五條市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に五條市に住民票がある場合を除く）

④　就業日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から３カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

⑤　転入日から３年未満に五條市以外の市区町村に転出した場合

【半額返還】

①　転入日から３年以上５年以内に五條市以外の市区町村に転出した場合

３　五條市に対して納期限が到来している債務(市税を除く。)はありません。なお、このことに関する納入状況の調査を承諾します。

上記のことについて、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

４　奈良県及び五條市が奈良県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること、並びに奈良県及び五條市が当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があることに同意します。

年　　月　　日

五條市長　　　　　宛

申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名